

# 平成30年度 滞納整理＜財産調査・公売＞コース 追加実施のご案内

平成30年度夏期の「滞納整理セミナー」には、多数のお申込みをいただきありがとうございました。

特に、財産調査コース、公売コースにおいては、申込者が定員を大幅に超える状況であったため、11月に再度セミナーを実施することにいたしました。

セミナーの内容等は、夏期に実施したものと同様です。なお、公売コースにつきましては下記の内容をご覧ください。

夏期に参加できなかった方、また新たに参加をご希望の方は、この機会にお申込みいただきますようご案内いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

## ◇財産調査コース 《コースNo.9》

- ★ 開催時期・・・平成30年11月14日(水)～16日(金) <2.5日間>
- ★ 募集人員・・・50名
- ★ 内 容・・・滞納者の各種財産調査及び搜索技法能力の向上  
例) 講義(調査実務の留意点、搜索手続等)、演習(各種財産の発見等、模擬搜索)

初 日	： 13時～17時
2 日 目	： 9時～17時
最終日	： 9時～16時

## ◇公売コース(応用)《コースNo.10》

- ★ 開催時期・・・平成30年11月7日(水)～9日(金) <2.5日間>
- ★ 募集人員・・・50名

公売実務経験1年以上ある方、もしくは、  
東京税務セミナー公売(基礎)又は(上級)コ  
ースに参加されたことがある方

- ★ 内 容・・・公売コース(応用)

### 1 ポイントの解説

- (1) 公売公告前の公売対象財産の調査ポイント
- (2) 国税徴収法第95条(公売公告)、96条(公売通知)、99条(見積価額公告)の手続上の留意点
- (3) 国税徴収法第124条(担保権の消滅)、125条(換価に伴い消滅する権利) 127条(法定地上権等の設定)に係る取扱いの留意点
- (4) 行政不服審査法と公売手続上の処分との関連及び具体的対応

### 2 事例検討と解説

- (1) 各団体の公売執行事例に関する質問等を整理し、その対応に係る留意点を解説
  - ① 国税徴収法第139条(相続等があった場合の滞納処分の効力) 第1項に規定する滞納処分の続行事例
  - ② 老朽化した建物の評価の事例
  - ③ 居住用不動産の公売に関する執行と訴訟事例など
- (2) 国税徴収法第107条(再公売)に係る再公売時の見積価額変更の取扱事例(情報交換・解説)

- ◎ 会 場・・・東京都主税局研修所 【東京都中野区中野4-6-15(中野都税事務所内)】
- ◎ 講 師・・・公益財団法人 東京税務協会 専門講師
- ◎ 参加費・・・各コースとも 26,000円 (テキスト代・消費税を含む)
- ◎ 募集期間・・・**平成30年9月3日(月)～平成30年9月28日(金) ※厳守**



## 【申込みについて】

当協会のホームページ(下記 URL)のセミナー募集案内にあります「申込フォーム」をダウンロードし、下記メールアドレスに添付してお申込みください。

URL : <http://www.zeikyo.or.jp/> (「研修」からお入りください)

問  
い  
合  
わ  
せ

公益財団法人 東京税務協会 教務課 【担当】栗田・芝田  
〒164-0001 東京都中野区中野4-6-15  
TEL 03-3228-7996  
FAX 03-3228-7878 Email [zei-seminar@zeikyo.or.jp](mailto:zei-seminar@zeikyo.or.jp)

